

件名	愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例
主管課	港湾海岸課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>県が一般旅客定期航路事業者に対して行う支援（港湾施設占使用料の減免）に伴って生じる市町への交付金減少を補填するための改正 【交付する根拠となる条文の追加】</p> <p>附 則</p> <p>2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に港湾施設を占用し、又は使用した海上運送法（昭和24年法律第187号）第8条第1項に規定する<u>一般旅客定期航路事業者に対し、第11条の規定に基づき当該占用又は使用に係る占用料又は使用料を減免した場合における第15条第2項の規定の適用については、同項に規定する額に、当該減免した占用料及び使用料（知事が定めるものに限る。）の10分の3に相当する金額の範囲内で知事が定める額を加算するものとする。</u></p> <p>※ 港湾施設占使用料等の徴収額×6/10 + 減免した港湾施設占使用料等の額×3/10</p>	
施行日	公布の日（平成21年4月1日から適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>○ 愛媛県港湾管理条例（抜粋） （市町が処理する事務等）</p> <p>第15条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、県が管理する港湾の存する市町が処理することとする。（以下省略）</u></p> <p>(i) <u>第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務</u></p> <p>2 <u>知事は、前項第7号の規定により市町が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額の範囲内で知事が定める額を、当該港湾の存する市町に交付する。</u></p> <p>愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例 改正附則（昭和39年愛媛県条例第48号）</p> <p>2 <u>改正後の愛媛県港湾管理条例第15条第2項に規定する交付率については、同項の規定にかかわらず、当分の間、10分の6の範囲内において知事が定めることができる。</u></p>	